



大分市指令第 5842 号

# 許 可 証

住所 大分市大字皆春 179 番地の 5

氏名 深田産業 有限会社  
代表取締役 深田 兼文

平成 28 年 1 月 29 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により次のとおり許可する。

平成 28 年 2 月 25 日

大分市長 佐藤 樹一郎



- 許可期間 平成 28 年 2 月 4 日 から  
平成 30 年 2 月 3 日 まで
- 収集、運搬の区分 収集・運搬
- 一般廃棄物の種類 事業系ごみ  
紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ  
その他事業系一般廃棄物
- 運搬車両の種類及び台数 パッカー車 6 台 キャブオーバ 3 台  
バン 1 台 コンテナ車 3 台
- 許可の条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに大分市廃  
棄物の減量及び適正処理等に関する条例等関係法令を  
遵守すること。  
(2) 廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した  
車両以外は使用しないこと。